

平成28年7月27日

総務大臣  
山本早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一 照

答 申 書

平成28年5月27日付け諮問第3085号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

NTT東日本・西日本に対し、NTT東日本・西日本の利用部門が利用しているNGNの網機能のうち、接続約款で明記されていない網機能及びその仕様について、提供するサービス、網機能及びその仕様の対応関係が明確になるように整理した上で、本年11月末までに総務省に報告するとともに、公表することを要請すること（考え方2）。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
(平成 28 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見 1 算定方式を含めた NGN 接続料全般の在り方の議論を開始すべき。	再意見 1	考え方 1	
<p>○ 現在の NGN 接続料は、平成 20 年 3 月 27 日付答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下、「NGN 答申」といいます。)において、「少なくとも商用開始から 2009 年度までの接続料について、～(略) 将来原価方式等の採用が現実的な選択肢となる」と整理されたことを受けて設定された、言わば暫定的なものと認識していますが、これまで見直しは行われていません。NGN 答申から 10 年近く経った現在、NGN の状況は当時と比較して大きく変わっていることから、算定方式を含めた NGN 接続料全般の在り方の議論を開始すべきと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ NGN 接続料は、平成 20 年 12 月 25 日付報告書「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」において、接続料原価算定の基本的枠組みやコストドライバの在り方等が整理されたことを受けて設定されたものであり、「暫定的なもの」ではないと考えます。 また、それ以降、7 年間に渡って毎年度の接続料改定プロセスにおいて将来原価方式による算定も含めた接続料の適正性について検証され、認可を受けているものであり、適正なものと考えます。 (NTT 東日本・西日本)</p>	<p>○ 平成 28 年 2 月に総務大臣から情報通信審議会に「固定電話網の円滑な移行の在り方」が諮問され、現在、同審議会電話網移行円滑化委員会において、移行後の IP 網のあるべき姿や円滑な移行の在り方について議論がなされている。 NGN 接続料全般の在り方については、こうした議論の動向も踏まえて、改めて検討することが適当である。</p> <p>(参考) 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成 20 年 3 月 27 日) 「少なくとも商用開始から 2009 年度までの接続料について、実績原価方式や L R I C 方式で算定することは現実的ではなく、将来原価方式等の採用が現実的な選択肢となると考えられる。」</p>	無
意見 2 NTT 東日本・西日本利用部門が NGN における未アンバンドル機能を利用した時点で、接続事業者にも開放されるべき。また、現時点で存在する未アンバンドル機能は直ちにアンバンドルすべき。	再意見 2	考え方 2	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ NGN における未アンバンドル機能は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)利用部門が独自に NGN を利用している機能を指しますが、その利用のための仕様や料金が接続事業者の開示されていません。そのため、未アンバンドル機能と同様の機能を接続事業者が利用するには、NTT 東西殿管理部門との接続協議を経て当該機能がアンバンドルされることが必要です。一方で、接続事業者の要望によってアンバンドルされた機能は、NTT 東西殿利用部門が即時、接続事業者と同等の条件で利用することが可能です。</p> <p>このように、未アンバンドル機能の存在は、NGN において NTT 東西殿管理部門と利用部門との間で正しい分離が行なわれておらず、且つ NTT 東西殿利用部門と接続事業者の間で同等性が確保されていない証左であると考えます。未アンバンドル機能のように NTT 東西殿利用部門のみ独占的に利用することが可能である本制度は、弊社が優先制御機能の開放議論で主張しているように、接続事業者に圧倒的に不利な状況を作り出す要因となるものです。</p> <p>接続事業者が NTT 東西殿利用部門と同時期同条件で NGN を利用できる環境とするため、NTT 東西殿利用部門が機能を利用した時点で接続事業者にも開放されるべきです。また、現時点で存在する未アンバンドル機能は直ちにアンバンドルし、NGN の公正競争を確保すべきです。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>○ NGN のアンバンドルは、平成 20 年 3 月 27 日付答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において「NGN のアンバンドルを検討するに際しても、1996 年答申で示されたアンバンドルの基本的な考え方は踏襲すべき」とされ、平成 26 年 12 月 18 日付答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方」において、改めて「ア) 具体的な要望があること、イ) 技術的に可能であること、ウ) 過度な経済的負担がないことに留意すること、というアンバンドルの 3 要件への適合性を検討し、これらの 3 要件を満たす場合には、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充することが適当」との考え方が示されています。当社としては、上記考え方に則り、接続事業者から具体的なアンバンドル要望があれば、これまでと同様に、その提供に向けて誠実な対応を行っていく考えです。</p> <p>なお NGN については、サービス開始以前から、NNI/SNI/UNI の接続インタフェース条件を事前に開示し、事業者からのご意見を伺った上で、さらに 1 年間のトライアルを実施する等、自主的にオープン化に取り組んできております。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ NTT 東西はソフトウェア以外の部分も多く抱えているため、ある程度はアンバンドルされない機能があっても仕方ないと考える。アンバンドルについては、あくまで必要時のオプション的なものではないかと察する。</p> <p>どうも、ソフトバンク株式会社が公正とい</p>	<p>○ 公正な競争環境を整備するためには、<u>ボトルネック設備を NTT 東日本・西日本が利用する場合と接続事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要</u>であるが、現状では NTT 東日本・西日本が提供するサービス、網機能とその仕様の対応関係が明確になっているとは言いがたい。</p> <p>○ そのため、NTT 東日本・西日本は、これまで情報開示告示の規定に則り、網機能の提供予定時期の 90 日前までに接続インタフェース条件等を開示してきたが、これに加えて、NTT 東日本・西日本において、<u>NTT 東日本・西日本の利用部門が利用している NGN の網機能のうち、接続約款で明記されていない網機能及びその仕様について、提供するサービス、網機能及びその仕様の対応関係が明確になるように整理した上で、本年 11 月末までに総務省に報告するとともに、公表することが適当</u>である。(要請)</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>う単語を使って言っている事は、美味しい所だけつまみ食いさせろ、という様に聞こえるのであるが…。</p> <p>それとであるが、もし本当にその様な機能があったとしても、当方としてはその機能について議論するには個別具体性が必要であると考え。このソフトバンク株式会社の意見は、あまりに漠としており、これを一概に認めては物理回線提供業者が損をするばかりになる危険性があると思われるので、NGN が進展しているとしても一般原則として取り入れるのは難しいと考える。</p> <p>(個人)</p>		